

2024年12月13日

株主各位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
京葉瓦斯株式会社
代表取締役社長 江口 孝

株式分割に関する基準日設定公告

京葉瓦斯株式会社（以下「当社」）は、2024年11月28日開催の取締役会において、2025年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2024年12月30日）と定めましてので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数につきましては、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年1月1日付にて当社定款第6条を変更し、80,000,000株増加して、120,000,000株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2025年2月上旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2025年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-288-324（フリーダイヤル）